

札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会

第1回墓地部会

議 事 録

日 時：2021年2月2日（火）午前9時30分開会
場 所：札幌市社会福祉総合センター 4階 視聴覚兼会議室

1. 開 会

○事務局（敦賀生活環境課長） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより第1回墓地部会を開催させていただきます。

2. 部会長挨拶

○事務局（敦賀生活環境課長） 本日は第1回の墓地部会開催になりますので、初めに墓地部会の部会長であります上田部会長様から、一言、ご挨拶をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○上田部会長 皆さん、おはようございます。

本日から墓地部会が始まるということですが、それに先駆けて先日に総会が行われ、また、数日前に火葬部会も行われました。

今回我々が担当する墓地部会は、総会での説明でお分かりいただけたかもしれませんが、火葬場部会以上に複雑な問題を扱うことになるかと思えます。要は、議論する幅が広くて、ある意味では自由度が高いといえますか、議論しなければいけない範囲がすごく広がります。そして、これまでの慣習にとらわれないといえますか、札幌市の墓地埋葬行政を大きく変えていくきっかけになるような議論になるかと思われまので、皆さんからの忌憚のないご意見を、活発なご議論をぜひお願いしたいと思えます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（敦賀生活環境課長） 議事に入る前にご報告します。

本日は、新型コロナウイルス対策のため、オンラインによる会議の開催となります。

そこで、発言のルールをご案内させていただきます。

一つ目ですが、発言時以外はマイクをオフにしてください。

二つ目ですが、発言したい際は挙手をお願いいたします。

三つ目ですが、発言する際にはお名前を名乗ってからの発言をお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は事前に郵送させていただいておりますが、まず、会議次第、資料1から資料9まで、17ページ物です。続きまして、参考1の墓地部会名簿、参考2の旧設墓地使用者向けアンケート調査の用紙です。

なお、この部会は公開となっております、後日、ホームページなどに議事の内容が載ります。また、今回の部会にはマスコミの方も参加していただいておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ここからの議事進行につきましては上田部会長をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

3. 議 事

○上田部会長 それでは、議事に入ります。

お手元の次第に沿って進めさせていただきますが、最初に、(1)の札幌市が管理する霊園・墓地と前回までの振り返りについてです。

事務局から説明をお願いします。

なお、事務局の説明が終わってから、随時、委員の皆様からご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

○事務局（高谷墓園管理係長） 議事の(1)と(2)について、資料で言いますと資料8までは私が説明をさせていただきます。

それでは、資料1の札幌市が管理する霊園・墓地について、資料2のこれまでの取組と今後の部会スケジュールについてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

1ページに書いてありますとおり、札幌市が管理しているお墓についてですが、右側の図面の紫色で示している霊園、また、オレンジ色で示している墓地となっております。

霊園について言いますと、3か所で、空き区画を含む4万2,115区画、そして、17か所の墓地につきましては、5,475区画ございます。

3霊園につきましては、札幌市が整地を行い、公募を行っております。現状、墓じまいなどが増えてございますが、空き区画が生じた際には不定期で再公募を行っております。

オレンジ色の旧設墓地につきましては、札幌市が誕生する前、町や村だった時代に住民が共同の場所に埋葬するようになったため、お墓が建っている場所以外にも土葬体が埋葬されていることがあり、必ずしも墓碑の下に埋葬されていない状況のため、新規の募集は行っておりません。

今回検討するのは、無縁墓の増加、あるいは、少子高齢化の進行に伴い、墓の管理を引き継ぐ方が減っており、管理する人が不在、もしくは、管理したくないというお墓が増加していることについてです。

平成30年度、胆振東部地震があった後に札幌市で直営と業務委託で調査した結果、外観上、無縁化が疑われるお墓は7,253件、全体の約16%あったという結果になっておりまして、本日はそうしたものの対応方法について皆様からご意見をいただければと思っています。

2ページからは3霊園の詳細についてです。

2ページは、3霊園の中でも核となる平岸霊園です。

こちらにつきましては、一年中、開所しております。

後の議事に出てきます合同納骨塚も設置されておりますし、右下の表の一番下には書いてあるとおり、地下鉄南北線の南平岸駅より歩いて徒歩10分ぐらいということで、アクセスがとても便利なため、人気の霊園となっておりますし、右上の写真のように、秋には紅葉も見られます。

続きまして、3ページは里塚霊園です。

こちらにつきましては、4月から11月までの8か月間、開所しており、冬期間は閉所しております。

区画数は2万6,573区画ということで、一番大きな霊園となっております。

写真にありますとおり、芝生墓地という墓の形を規制したようなものも設置されております。

続きまして、4ページは手稲平和霊園です。

手稲平和霊園につきましては、札幌市で、唯一、北西側の霊園となっております、山のふもとに位置していることから、開所は里塚霊園よりも短い半年間の6か月間となっております。

先ほどの里塚霊園とともに、手稲平和霊園では昭和40年代に事務所が建築されているものですから、事務所は古くなっております。また、アクセスについて言いますと、地下鉄とバスを乗り継がなければいけないところにあります。

これら3霊園では、管理事務所において、相続などによる名義変更、住所変更、墓地への埋蔵手続、墓碑、墓石の改築等の届出受理、もしくは、お墓の竣工検査など、各種手続や霊園内の維持管理などを、我々墓園管理係が一緒にやっております。

続きまして、5ページは旧設墓地17か所になります。

資料には写真で3か所の様子を載せておりますが、ほかにも写真を用意していますので、スクリーンで見ただけだと思います。

今回、6か所の様子を写した写真を追加でお持ちしましたが、昔からあるお墓なものですから、山もしくは野原、平原と、様々な場所が墓地となっております。スクリーン右下の中沼墓地をご覧いただきたいのですが、何もないようなところに建てられているなど、様々な場所にあります。

また、場所によっては樹木の伐採を頻繁に行わないといけない、交通の便が悪いなど、様々な状況となっております。

なお、旧設墓地の手続につきましては保健所のみが行っているところです。

また、管理費用について言いますと、3霊園につきましては、募集する際に管理料を徴収して運営しておりますが、旧設墓地につきましては、昔から使われてきたものということで、使用料や管理料をいただいていないため、一般会計の予算である市税を投入し、その予算の範囲内で必要最低限の管理、清掃等を行っております。

参考でつけさせていただきますが、旧設墓地の使用者様にアンケート調査をやっておりまして、次回以降に旧設墓地の協議を行わせていただく予定です。

次に、資料2をご覧ください。

6ページとなります。

以上のことを踏まえ、これまでの振り返りについてです。

まず、①の市営霊園の無縁墓への対応です。

先ほどからお話しさせていただいているとおり、胆振東部地震があった後、無縁化疑い

のお墓に関する調査を行ってございます。ただ、こちらについては、あくまでもお墓の外観だけの調査となっております、無縁化が疑われるものは16%ほどという調査結果となっております。

また、令和2年度は、6月と12月に市営霊園の全墓地使用者に対して手紙を送付しており、4,800通ほどが返戻されてまいりました。外観上の無縁化が疑われるお墓の人と重なっているものもございまして、12月末現在において、重複分を除いた無縁化が疑われるお墓については、資料8の13ページの右上の表のとおり、1万件ぐらいあるのではないかと考えられます。

なお、その後、無縁使用者の特定に向け、一部、戸籍調査も実施しております。

次に、㊶の市営霊園の改修や機能の統廃合についてです。

先ほどお話しさせていただくとおり、里塚霊園、手稻平和霊園については昭和40年代に事務所を建設しておりますので、雨水排水施設や道路舗装、階段などがかなり傷んでいるような状況です。そこで、緊急性の高い箇所について、基金の残高を考慮しながら、順次、修繕に着手しております。

参考までに申しますが、今年は、平岸霊園の園路を修繕しております。また、里塚霊園の石積み部分が崩れてきていまして、来年度に工事するための設計を行っております。

次に、㊷の市営霊園の運営手法についてです。

より効率的な霊園の維持管理、一体的な改修等を行うことで経費削減ができないかということを考えておりまして、昨年2月にサウンディング型市場調査により、民間事業者からご意見を伺う機会を設けております。これには、造園会社や維持管理業者に参加していただきましたけれども、やることはやぶさかではないという話をいただきました。ただ、結局、民間事業者は利益が出ないと仕事はやらないということで、愛知県岡崎市では、PFIを計画していましたが、途中で見送ることになりましたし、北広島市では、指定管理者制度を導入したいということだったのですけれども、お金の面で折り合いがつかなかったということ聞いております。

次に、㊸の合同納骨塚の運用方法についてです。

こちらについては本日ご意見を伺うものですが、基本構想を策定する際のパブリックコメントにおいて、亡くなった方で、もともと札幌市民の方を受け入れてほしいというような意見があるほか、ほかにも市民ニーズはいろいろとございましたので、引き取り者のいない遺骨、あるいは、市外居住者の親族が遺骨を引き取り、合同納骨塚を希望する際は、例外的に使用を許可するというような運用を開始しております。

次に、㊹の旧設墓地の管理方法についてです。

先ほどお話しさせていただいたとおり、旧設墓地使用者が望む維持管理レベルなどについてアンケート調査を実施しております。1月末が締切りで、4,500通ぐらいを送付させていただきましたが、約650通が返戻されてきました。ただ、1,600件ぐらいの回答があり、回収率はすでに42%ということで、現在、その取りまとめを行っている

ところでは。

そこで、今後の方向性ですが、㊶の無縁墓への対応と㊷の合同納骨塚の運用方法について、本日、部会で検討していただきたいと思っています。

今後についてですが、次回は旧設墓地のことについて話をさせていただきます。また、市営霊園の改修方法と運営手法を決めた後、㊸の市営霊園の新たな管理料制度について、今の状況がいいのか、定期的にするのがいいのかを検討していただきたいと考えております。

なお、6ページの下は今後の墓地部会の予定です。

総会のときにもお話をしておりますけれども、3月には第2回墓地部会を開催し、㊹の旧設墓地の管理方法を、ほかに準備できたものがあれば、墓地の問題についての意見交換を行わせていただきたいと考えております。そして、新年度の4月以降ですけれども、5月に第3回墓地部会を開催し、7月には、運営計画の素案を作成しますので、それに対するご意見を伺いたいと思っております。また、10月には、運営計画原案、修正案に対するご意見を伺い、12月ぐらいからパブリックコメントにより市民の方からご意見を伺い、年が明けましたら、運営計画を完成させ、公表するという流れとしております。

資料1と資料2については以上です。

○上田部会長 ただいま、(1)の札幌市が管理する霊園・墓地と前回までの振り返りについての説明がありました。これまでの振り返りに当たる内容ですけれども、ご確認等は何かございませんか。

これは、本来、皆さんでバスツアーを行う予定だったものです。

まず、スケジュールをご覧ください。

これを見ますと、各項目の議論が大体1回ずつしかないということで、㊶と㊷については本日の部会以外に協議する場がありませんので、この後、限られた時間ですけれども、ご意見をいただければと思います。

まず、スケジュールについてですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○上田部会長 具体的な内容についてはこの後にご説明をいただくということで、次第に従い、先に進みます。

続きまして、(2)の市営霊園の無縁墓への対応についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(高谷墓園管理係長) それでは、市営霊園の無縁墓への対応について、資料3から資料7により、一括して説明をさせていただきます。

まず、資料3をご覧ください。

7ページですけれども、現地見学会ができなかったものですから、ここに写真を載せさせていただきます。

無縁墓疑いということで、無縁墓とはまだ特定しておりません。

写真の下のほうに説明を書いておりますとおり、墓石が傾いていたり、倒れたままで放置されていたりします。左上の写真で分かると思います。もしくは、昔のお墓ですと、墓所内に草木を植えているのですが、今は墓参りをしていないのか、それらが伸びていたり、数年くらい放置されていたりするような状況のお墓が増えております。あるいは、墓所内の清掃がされていないなど、外観から無縁墓になると判断できるものを無縁墓疑いの墓とさせていただきます。

そのほか、今年の6月と12月にお送りした手紙ですが、使用者に送付したのに返戻されているものがあります。

写真が6枚しかないので、ここでも事務局で用意した写真をご覧ください。

スクリーンをご覧いただいたとおり、無縁墓の疑いのあるといたしますか、草木が伸び放題のお墓が増えております。そのような墓を無縁墓と判断し、減らしていかないといけないわけです。

基本構想の冊子の34ページに載せたのですが、今後、無縁化対策を行うためのフローチャートということで、ざっくりしたものを示しております。

いざ運営計画を作成し、本格的に着手していくに当たり、資料4の8ページのようなフローチャート（案）を作成しました。

最後に話をさせていただきますけれども、実態が分からないとイメージが湧かないかと思ひまして、平成30年の胆振東部地震後に行った調査の数字を触れさせていただきます。

今回のフローチャートでいいますと、手紙を送りまして、左側の使用者に到着した分と右側の返戻になった分に分かれます。ここまでは昨年の基本構想のフローチャートと同じですけれども、それ以降です。前回までは、返戻になったものについては、戸籍調査、看板設置としていましたけれども、あまりにも件数が多いので、電話をしてみるなど、減らす努力をまずはしてみたいなと思っております。そして、どうしても電話が繋がらないということであれば、引越し等、いろいろなことが考えられますので、戸籍調査、看板設置に入っていくこととしております。

なお、看板設置についてですけれども、資料5から資料7にあるとおりを予定しております。

ここで、資料5と資料6をご覧ください。

旧設墓地には4,500ほどのお墓があるのですが、札幌市に未許可で建てたお墓もあります。ただ、これは、昭和の時代には、テントを張るときや運動会るときに敷くビニールシートを止めるペグみたいなものを用い、このお墓の持ち主の方は札幌市に連絡を下さいというふうにやっていたと聞いておりますけれども、なかなか連絡をいただけないで今に至っているということですので、看板を設置する予定としております。

ここで画面にまた表示をさせていただきますけれども、通常どおり、墓碑状のお墓が建っていたり、お地蔵さんだけが建っているというものもあります。ここは地面が土なもの

ですから、資料5のように地面に刺すような形のタイプの立て看板を設置したいと考えておきまして、文字につきましては、資料6のとおり、このお墓の使用者を探していますと書いてあるものとしたいと思っております。

一方、3霊園ですと、札幌市が整地・整備しておりますので、園路も補修されていますし、今ですと、お墓の床面が石になっていて、その前のところがアスファルト舗装されているものですから、看板を刺すことができません。そこで、今、平岸霊園において参考に実施しているのですけれども、資料7、スクリーンの写真のようなプレートをぶら下げております。

北海道の場合、冬は雪で墓も埋もれますので、プレートの傷み具合なんかも含め、今年度にその実態を見ようと思っております。

このようなプレートの設置については、札幌市だけではなく、他都市でも行っておりまして、今回は久留米市のものを参照させていただいておりますけれども、このようにプレートが設置されております。

資料4のフローチャートにお戻りください。

戸籍調査でいきますと、前は判明と不明の二つだけだったのですけれども、今回は細かく分けさせていただいております。

まず、一番左ですが、住所判明です。こちらは、戸籍によって現在の住所が分かっている人です。次に、その隣ですが、戸籍を調べることによって、使用者本人はお亡くなりになっていても、同一戸籍には奥さんなりお子さんなりがいると分かった方です。次に、その隣ですが、使用者本人がお亡くなりになっており、同一戸籍に奥さんなりお子さんなりの親族がいないという方です。最後に、一番右ですが、戸籍不明という方です。

こちらにつきましては、よくあるのは、旧設墓地ですけれども、昔から利用されている方です。我々が戸籍調査する場合には、本人の生年月日、もしくは、戸籍上の住所の筆頭者を書いて他市町村に照会をかけますけれども、生年月日が分からない、戸籍筆頭者が分からないということで、照会先の市町村でも分からないと断られることがございます。

なお、住所が判明した方については住所変更の手続きをしてくださいという案内を送ります。

また、その隣の使用者本人はお亡くなりになっておりますけれども、同一戸籍を見ると、奥さんなりお子さんがいるというケースでは、相続の手続きをしてくださいという案内を送付させていただきます。

そして、使用者本人が亡くなっており、同一戸籍に親族の方がいない方については、引き続き戸籍調査を継続し、縁故者を判明させるという流れになります。

本人がお亡くなりで、同一戸籍の親族調査をしたけれども、縁故者がいないと分かった、もしくは、戸籍が不明という方については、墓埋法において、官報公告と無縁公告を実施、現地に看板を1年以上設置することで無縁改葬することができると定められております。

官報も看板設定も1年でいいことにはなっているのですが、北海道の場合、墓地も雪で埋もれてしまうこともあるものですから、看板設置については1年半と、長く設置することを想定しております。

看板設置、官報公告することによって連絡をしてくれれば、先ほどの相続の手続の案内のところに戻ります。

官報公告や無縁公告をやって、看板も設置したけれども、連絡がない、相続する人が見つかり、承継意思の確認等をしたけれども、私は引き継がないという場合は使用許可を取り消すという流れになりまして、そこから下は前回と同じフローとなっております。

件数のイメージですけれども、胆振東部地震後に調査を行ったとき、先ほど来、話をさせていただいたとおり、右上のピンク色の枠のところですが、3,762件の手紙を送付させていただいたところ、返戻が912件ということで、到着が2,850件ということですから、約4分の1が返戻になっております。

そこで、これらについては戸籍調査をさせていただきました。それにより住所が分かったのは、912件のうち、504件ですから、半分以上は住所が分かりました。残りですけれども、使用者本人がお亡くなりになっていて、同一戸籍に親族の方の名前と住所があったもので、それが123件です。また、使用者本人が亡くなっており、同一戸籍に親族もいなかったのが237件でした。そして、戸籍が分からない人が48件、約5%となっております。

なお、住所が判明した人については住所変更の手続をしてくださいという案内をお送りさせていただきましたけれども、12月末現在で約4分の1の131件の方が手続をしてくれておりません。

また、相続の手続をしてくださいという案内を123件の方にお送りしたわけですが、左下の「意思有」のところになりますが、手続をしてくれない方が47件ということで、約4割となっております。ですから、912件のうち、戸籍が分からない方も含めまして、463件、返戻された方のうち、約半分以上がまだ未処理ということなんです。

住所が分かっても手続をしてくれなければ、我々も勝手に住所を変えられませんし、どなたを使用者にしてよいか分かりませんので、手続が次に進まないということです。

本日は、これらを踏まえ、皆様方にご意見をいただきたいと思いますが、下に協議事項という枠をつくっております。

まず、使用者本人が亡くなっており、同一戸籍に親族がない方については戸籍調査を実施します。現状、お墓の相続、譲渡という手続を窓口でやっております。9ページに載せておりますが、相続ができる範囲としては、血族6親等、姻族3親等を認めております。しかし、戸籍調査をする際、例えば、血族ですと、4親等くらいまで遡りますと、既に亡くなっている場合が多く、調査の無駄ではないかと考えております。逆に、下に行きましても、生まれていない方も出てくるわけです。

そこで、書いているとおり、①として、効率性の観点から、親族調査は3親等以内とす

ることについて皆様方のご意見を伺いたいということです。

次に、②としまして、墓地の使用許可を取り消した後です。空き区画の再公募等による活用とさせていただいておりますけれども、墓地の使用許可を取り消した後の墓地の活用方法についてご意見をいただければと思います。

次に、③としまして、将来の無縁墓を予防するための対策として、何かいいアイデアがございましたら教えていただきたいということです。

ちなみに、①について、親族調査を3親等以内とすることについてですが、ほかの政令指定都市ではどうなっているかを調べてみました。すると、20都市の中で3親等以内までの調査としているところが6市でした。しかし、聞いたら6親等と答えますが、実際は3親等でやっているというところが8市でした。

札幌市と同じく、血族6親等、姻族3親等と回答していただいたのが7市ですが、実際にそれで運用しているのは6市ということで、1市減ります。また、定めを決めていないところが7都市ありまして、札幌市と同じく、どういうやり方がいいかを検討したいというところが4市でした。

次に、②の使用許可を取り消した後の墓地活用についてです。

このフローチャートでは無縁改葬と墓石の処理を予定しておりますけれども、上田部会長ともお話をさせていただき、北海道において先進都市があるかを聞きましたところ、江別市で先進的に無縁化対策をしているよというお話をいただきました。そこで、江別市に聞いたのですが、平成27年度と28年度に無縁墓の調査を行っているということでした。また、それに伴い、27年度、28年度に戸籍調査等も行い、無縁改葬の処理ということで墓石の処理もしたということでした。

なお、21区画を200万円ほどかけてやったと聞いております。

そして、その後はどうなったのかです。そのときは空き区画を更地にし、新たに公募に出せば売れるということでそのような対処をしたそうですけれども、それ以降、お墓もなかなか売れなくなってきたので、それ以降は無縁化改葬、無縁調査をやっていないという話でした。

ただ、札幌市には1万件ぐらいの無縁化疑いのお墓があるので、このような対応方法を運営計画で定め、取りかかりたいと考えておりますので、ご意見をよろしく願います。

○上田部会長 ただいま、事務局から資料3から資料7までの説明がありました。

資料4の無縁化フローチャートについては基本構想でお示しされたものをより細かく示していただいたとのことでした。また、使用者からの連絡をお願いするための看板については、資料5から資料7のとおりとのことでした。

そして、資料4の下段に記載されている協議事項の内容について、委員の皆様からご意見をいただきたいとのことでした。

無縁墓への対応、調査に当たって委員の皆様からの忌憚のないご意見をお聞かせいただ

きたいと思いますが、いきなりというのも難しいと思うので、①から順番にご意見いただければと思います。

まず、①の親族縁故者調査を効率性の観点から3親等以内にするということについて、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

○古瀬委員 調査を3親等以内にするという法的根拠はありますか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 特段、明記はされていなかったとは思いますが、持ち帰って調べた後、皆様方にメールでお知らせさせていただきます。

○上田部会長 運用上、現実的には3親等ぐらいではないと作業が追いつかないということですね。また、他の市町村でもこのようにやられているところが多いということを根拠として示していただいたところかと思います。

○古瀬委員 相続できる範囲の3親等としてもものすごい人数なのです。スピーディーに調査すると思うのですけれども、返戻の数も非常に多く、時間がかかるということでした。でも、結論としては、今ある墓がなくなってしまうわけですね。例えば、10年ぶりぐらいに来たとき、ここにあった墓がないとなって、そのときにいろいろと問題が生じると思うのです。ですから、すごく時間はかかるとは思うのですが、それなりの処理手続をやり、そうした書類を残しておかないと、後々でしんどくなるのかなと思います。

それから、もう一つ聞きたかったのですが、現在もこういったことがあり得るでしょうか。無縁墓に看板を立てるということですが、そういうことは今もあるのですか。

○上田部会長 札幌市ではまだ無縁墓の無縁改葬は行われていないですね。ようやく調査が始まって、これからどうするかという段階です。

○古瀬委員 つまり、墓地に勝手にお墓をつくることはないということですね。

○上田部会長 今日の協議事項の②がまさにその話ということです。

そのほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 資料をたくさんいただいて、今見っていますが、3親等でいいかということですね。でも、逆に、姻族について、3親等までの調査が必要なのかと感じています。

通常の相続などを考えますと、配偶者、そして、兄弟、兄弟から代襲する人となっているのかなと思うので、配偶者の家族、姻族まで調べる必要があるのかなと思いました。

○上田部会長 姻族3親等としている理由についてはどうですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） これは、他都市の例となります。

○上田部会長 今のご意見は、姻族は3親等までとしなくてもいいのではないかということですね。

○佐々木委員 費用や手間を考え、そこまでの調査が必要だろうかということですね。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○石井委員 まず、少なくとも、市営墓地については使用許可を出しているのだから、ある種の契約関係があるわけですね。普通に考えると、相続について届け出るというのは借りている人の義務であり、そもそも、それを怠っている状況で、ほったらかしにされている

ということですよ。

つまり、それを前提として調査し、無縁化を判断していくということなので、もともとの正常な関係が失われた状態で一定の年数がたっており、その上での無縁化調査ということですよ。

①では効率性と言っていますが、この言い方はやめたほうがいいと思っていて、調査の合理性を確保する範囲として3親等でいいのではないかといいですか、これまでの経緯も含めた整理をしたほうが、ある種の公信力も保たれると思うのです。ですから、どこまでという話ではないと思うのです。

将来的な係争はゼロにはならないと思いますけれども、本来、そういうことを言うてくる人がいても、これまでの経過の中で何かを発言すべき話ですよ。例えば、社会保障も申請主義で、申請しない人は認めないという話なのに、お墓だから関係が特別だという話にする必要はないのではないのでしょうか。

ただ、お墓ということなので、一定の配慮は当然必要でしょうから、丁寧にきちんと納得性のあるやり方はしなくてはいけないということで、考え方はそんなことですよ。それに、官報公告や看板設置を1年やれば撤去するのは問題ないと法律で定められているのだったら、その丁寧さだけをちゃんと確保すれば特段の問題があるとはあまり思えません。

また、無縁化の対策については、聞き方を間違っただのかもしれないですけども、市営墓地だけではなく、旧来からの引き継いだ霊園についてもやっているような話に何となく聞こえました。そこも同じようにやるのでしょうか。

というのも、多分、関係性は違うのだと思うのです。要するに、市営霊園ではある種の契約関係があるけれども、ほかはないわけですよ。その場合の市の立場の違いみたいなことはどうなのか、それは分かりませんでした。旧来の市営墓地では所有権だけを市が持っているといいますか、関係性がよく分からないので、どんな整理なのかを教えてください。

○上田部会長 2点ありました。

まず、1点目の確認に関しては、今、石井委員がおっしゃった前提としての義務を怠っているという理解でよろしいですか。だから、効率性ではなく、むしろ、これは合理性として理解すべきではないかという点に関してはよろしいですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） そのとおりです。

○上田部会長 では、2点目の市営墓地と旧設墓地の位置づけというか、扱いの違いについて、ご回答いただけるようでしたらお願いいたします。

○事務局（高谷墓園管理係長） 旧設墓地についてですが、札幌市が引き継ぐとき、市営霊園と同じように名乗り出た方につきましては使用許可書を渡しております。そのときに名乗り出たかいないまま、今も引き継いでいるものが270件残っているわけですが、先ほど写真でお示したように、それがお地蔵さんとかが残っているものなどです。

○石井委員 その意味で言うと、270件以外のものは使用許可を与えたとなっているということで、同じ運用ができるという理解でいいということですね。

○事務局（高谷墓園管理係長） そのとおりです。

○上田部会長 ちなみに、今の話でいくと、その270件は、市営に移行するとき、その時点の返事がなかったものだという事ですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 返事がなかったのか、何回かのやり取りはしたけれども、途中で途切れたか、その詳細までは分かっておりません。

○上田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 まず、3親等にするかという話についてです。

これは、先ほど札幌市からほかの都市の調査をしたということがありましたが、私も6親等までやっているというのを何かで聞いたことがありまして、ものすごく大変な作業だなど思っていたところです。ですから、札幌市さんが言う3親等というのは、もし調べるのであれば妥当なのかなとは思いました。

また、今、石井委員がおっしゃったとおり、官報に載せ、看板を置いて1年半ということでしたが、そういう手続をやれば無縁改葬をする、進めるべきは進めてもいいと思っております。

地方の霊園だと、無縁だというものはぱっとやってしまい、新しく販売しているところがたくさんありますし、大阪市の霊園を見ましても、そのような対応をされていて、墓地不足に対応しているところも見受けられます。

ですから、3親等については、合理的にといいますか、調査するとなれば、それぐらいにしないとちょっと大変なのかなと思っております。

○上田部会長 ちなみに、澤委員など、逆の立場でこういった相談がありますか。先ほど古瀬委員がおっしゃっていましたが、行ったらお墓がなくなっていたというような相談はありますか。

○澤委員 旧墓地を使っている方はいらっしゃるというのは知っていますが、今のところ、そういう相談を受けたことはありません。

私の意見ですが、佐々木委員がおっしゃったように、姻族3親等までは要らないのではないかなと思います。私も、自分の立場で考えると、そこまで管理できないだろうと思えますし、税金を使い、そこまで丁寧にしなくてもいいのではないかなと思います。

そして、旧墓地については、札幌市に移された時点で名乗り出てこなかったものについては仕方のないことではないのかなとも思います。

○上田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 そもそも、こういう調査をすることは対象の方しか知らないものになっているのですよね。

一般の市民がこういう無縁化しそうなお墓があり、調査をしようとしているのだと知っていれば、市営墓地を使っていたけれども、別のところに新しくお墓をつくった人は別に

しても、使用者になっている方や死亡した使用者の親族の間で、そういえば、うちで市営墓地を使っていなかったかな、おじいちゃんが持っていたのではないかなという話が出てくるのかなという気がするのです。

ですから、このように個別に調査をやるのはすごく骨が折れるようかなと思いますし、協議事項からはずれるかもしれませんが、そうした広報をして、相談会みたいなものを作ったらどうかなと思いました。

また、手続未処理の463件というのは札幌市以外の人たちも多いのでしょうか。例えば、広報に載せ、相談会を開くとなっても、そういうところに出てこられるような人ではなく、札幌市外や道外の人が多いのかどうか、そこを教えていただければと思います。

○事務局（高谷墓園管理係長） この463件についてです。

札幌市の霊園につきましては、使用者を募集するときには札幌市民という条件がありますけれども、その後は、市外や本州に転勤等で移る人も多いため、市民以外の道内に住んでいる方、本州に行ってしまった方など、様々な方がいらっしゃいます。

○上田部会長 調査の仕方もいろいろなチャンネルがないと確かに見つかりづらいということも貴重なご意見だったかなと思いますので、これ以外の取組の参考にさせていただければと思います。

では、協議事項の①についてですが、姻族3親等について、検討の余地があるのではないかというご意見もありましたが、少なくとも、親族のほうを3親等に変更したいということに関しては賛同していただけたということですのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（高谷墓園管理係長） 1点、補足をさせていただければと思います。

今回、6月と12月に全使用者にお手紙を送ったところ、墓を持っているということをお知らせしておらず、札幌市に墓参りをしに行った記憶もないし、全然分からないという方が両手で足りないぐらいいらっしゃいました。

○上田部会長 分かりました。

続きまして、協議事項の②に進みます。

先ほど古瀬委員からもご質問がありましたが、今後、これから始めるといいますか、始めるかどうかは決まっていませんけれども、墓地の使用許可を取り消した後の墓地の活用についてご意見をいただければと思います。

○高橋委員 使用許可の取消しについて、無縁だと分かって、墓じまいというか、墓石をどけて、改葬するということになるかと思いますが、そのとき、札幌市は改葬先をどこに置くのかをまず聞きたいです。

次ですが、1年半、官報公告し、看板を設置した後、5年後とかにお墓があったはずだという方が突然現れる可能性もあるわけですね。それで、地方の霊園、あるいは、大都市の霊園でも、墓石は違う場所に置いておくといえますか、墓園協会の講習などでは、5年間から10年間、別の場所に置いておき、そういう人が現れても、お墓の石はその人の

ものですから、それを返してあげるみたいな対策をしているところがあるんですね。

私たちもお墓を預かっているスペースを見に行ったことがあるのですが、なかなか重たいものでして、それについて札幌市ではどのような対応をするのかです。私たちも考えなければいけないのですが、どのようにされるのかをお聞きします。

次に、これは民間霊園からのお願いみたいなことになりますが、昔から話されているのですが、一遍に何千件も再公募されると民間霊園としてもなかなか苦勞するんですね。それで、今は3年に1度の再公募をというお話をしているところですので、そのことも気に留めていただけたらなと思います。

○上田部会長 前半の質問については札幌市としても検討されていないのかもしれないのですが、お分かりになるようであればお願いします。

1点目は、遺骨をどこに移すのかということでした。使用許可はもう取り消されているので、遺骨を動かすのは問題ないと思うのですが、その遺骨の置き場についてです。

2点目は、遺骨とは関係ない所有権のある墓石をどこに保管するのかです。これについては想定しているのか、既に分かることがあったら教えていただければと思います。

○事務局（高谷墓園管理係長） まず、遺骨の移動場所についてですが、平岸霊園の合同納骨塚を考えております。

次に、竿石などの移動場所についてですが、まだ何も考えておりませんでした。この後、資料8でスケジュールをお示ししますが、調査するだけでも複数年かかりますし、いざ無縁改葬をするまでも四、五年はかかるかなと思いますので、それまでには決めたいと考えております。

○上田部会長 平岸霊園に入ってくるというのは次の議題にも関わってくるものだったかと思えます。

無縁改葬について、そのほかにいかがでしょうか。

そもそも、税金を投入するののかということも、多分、重要なポイントかと思えます。

先ほど江別の状況について説明がありましたが、21件で200万円とおっしゃっていましたよね。札幌市だと1万件ぐらいになる可能性があるということでしたね。

○事務局（高谷墓園管理係長） そこまでは増えないとは思いますが、そのように考えております。

○上田部会長 予備軍というか、ポテンシャルとしては1万件ぐらいのオーダーで、無縁改葬をする費用も大分違ってくるのかなと思いますが、これについてご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたらお願いします。

○佐々木委員 今、霊園3か所に17か所の旧設墓地があるということですが、全部をそのまま生かす方向なのか、それとも、何か所かに集約していくのかです。というのは、そういう方向性がないと、募集をしていいのかが分からないとか、その構想がないと活用について話すのは難しいのかなという気がしました。

○上田部会長 札幌市では旧設墓地の集約などの方針は今の段階で何かあるのですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 現状では、その土地の活用方法は決まっておりません。

特に、旧設墓地を使われている方には地域の地主などが多いものですから、そちらについては新たに募集もしていませんし、廃止してということも考えてございません。

○上田部会長 佐々木委員もしかしたらご存じかもしれないですけども、道内、特に地方部になると、旧設墓地のインフラの維持が難しくなっているのですよね。道路の維持のほか、水道の維持ですね。そういう理由で旧設墓地を集約するという議論が出ている自治体もあるかと思えますけれども、札幌市ではそういう文脈ではないというご回答だったかと思えます。

そのほかにいかがでしょうか。

○石井委員 無縁改葬し、空き区画の再公募をすることが前面に出ているのですけれども、程度の差は別としても、市営霊園の持続的な運営と申しますか、現実にはリスクがかなり顕在化していて、健全な運営ができないということですよ。

基本的な構造として、無縁墓の問題というのは、その人たちのある種の安寧をどう確保するかみたいなことで、合同納骨塚に移してあげたほうがちゃんと見てあげられるということ、また、霊園として手入れをして回していくという二つの要素があって、それを満たすために処理をするということですよ。

ですから、結果として再公募をすることはですけども、再公募するのが目的ではないわけです。そのときの物の言い方は非常に大事なので、言い方を考えたほうがいいのかと思えます。つまり、目的を再公募という手段のところには置かず整理していけば、あまり変な話にはならないのではないかと思います。

実際にはそういう話なんですけれども、見え方と申しますか、無縁化対策は何のためにするかということを確認すれば、これもとやかく言うような話にはならないのではないかと思います。

○上田部会長 今のポイントは結構重要かと思えます。

まさに、二つの側面があって、死者の尊厳ということと墓地の整備ということかと思えます。

関連して私からも質問です。

今は再公募が前提と申しますか、無縁改葬した後に再公募することが前提になっているように聞こえるのですが、東京都、あるいは、ヨーロッパなどで行っているような墓地の再整備とは違うのでしょうか。

要は、無縁墳墓が増えていくと荒れていき、ゴーストタウンみたいなになってしまいますよね。そこで、きちんと改葬し、緑地とすることで墓地の環境を改善していくと申しますか、墓地を魅力的な空間に変えていく、東京都がまさに今やっている墓地の再整備というのはそうしたことだと思うのですが、都民のための憩いの場として墓地を公園墓地に変えていくというものです。そういった再公募を前提としない無縁改葬ということが札幌市のシナリオのオプションの中にあるのかどうかと教えていただけますか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 現状ではそのような議論は一度もしたことがございません。

○上田部会長 そういう意味では、協議事項の②の墓地の活用については、再公募に限らない、墓地空間の環境整備ということも入れていただけるといいかなと思いました。

そのほかにいかがでしょうか。

○石井委員 今の話は大事で、余さず再公募するというだけの話だと、やはり説得性がないので、場所によりけりということですよ。もちろん、再公募して使っていただくことを妨げるものではないのですけれども、上田部会長がおっしゃったように、全体の環境整備みたいなことにも十分に配慮する、配慮した整備をするということを積極的にうたわないと、単に無縁と言って追い出して再公募したのかとなるといいますか、そういう批判はあるのだと思いますので、そうした批判に答えられるロジック、目的性をきちんと持つという話でいうと、上田部会長のおっしゃった論点は絶対に必要ではないかと思います。

程度は別ですよ。ですから、場所によってどういうことが考えられるかということですが、それはぜひ考えていただきたいと思います。

○上田部会長 次に、佐々木委員、その後に古瀬委員、お願いします。

○佐々木委員 今もお話にあったと思うのですけれども、墓地を再公募ということだけではなく、公園化するという点についてはすごくいいなと思いました。

また、無縁墓というものについてマイナスのイメージを持たれると思うのですけれども、お墓を引き継ぐ人がいない、お墓をつくるほどの経済的余力がない、あるいは、お墓をつくる必要性を感じないなど、今はいろいろなニーズがあるのかなと思うのですね。

そこで思ったのですが、再公募をするのだったら、協議事項の③にも関わるのですけれども、無縁墓に入りたい人を募集するといえますか、そうしたら同じことを繰り返さないで済むのかなと思いました。

○上田部会長 今の話は次の議題にも関係してくるものでしたね。共同墓の整備をどう考えるかというなかなか難しい複合的な問題かと思います。

○古瀬委員 聞きたかったのですけれども、無縁墓地の範囲といえますか、土地の沿革はちゃんと分かっているのですか。例えば、図面上ではここからこのエリアに無縁仏のお墓がありますというそういう敷地図みたいなものはあるのでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 3霊園であれば札幌市が整備しておりますので、例えば、Aさんに貸しているのはこの区画ということは分かりますけれども、旧設墓地になりますと、例えば、全く墓碑も何も建っていない木の幹の下に土葬体が埋もれているということもまれにあるというふう聞いております。

○古瀬委員 墓地が札幌市の管理している敷地以外にもあることあるのですか。

言い方を変えますけれども、墓地のある場所というのは札幌市の旧無縁墓の敷地の中に納められているといえますか、そういう敷地を後で決めているのですか。

結論を言いますと、再公募という話もあったのですけれども、できるのであれば、そこ

の場所を緑地化してはどうかと思います。将来の構想図みたいなものといっても、今から四、五年はかかるわけですね。この沿革の中に、ここに墓地をつくって集約するのだという予定図みたいのをつくっておいてはいかがでしょうか。

あとは、無縁化墓地の草刈りや木の剪定はしなければいけないわけですが、その構想図に基づいて移していったほうがいいのかなどと思いました。

平岸霊園に持っていくのもいいのですけれども、そういう敷地が決まっているのだったら、そこでやったほうが、共同墓地みたいな感じで、例えば、自然の樹木を利用し、その周りに遺骨を集めて、その周りに園路をつくって、ベンチをつくって休息をしてもらうなど、そういうもののほうが夢があつていいかなと思いました。

○上田部会長 今の意見というのは、霊園ごとに無縁塔をきちんと整備し、無縁改葬された無縁仏の皆さんは霊園ごとに整備された無縁塔、別の言い方をすると共同墓や合葬墓ということなのだと思うのですけれども、そういったものに集約し、ゾーニングもきちんとしていくという考え方もあるのではないかといったご意見だったかと思います。

多分、今日の段階ではもちろん結論は出ないと思うのですけれども、時間の関係もあります。ただ、皆さんのご意見を聞きますと、資料4のフローチャートでいうところの無縁改葬、墓石の処理までは進めたほうがいいのかということまでは合意が取れそうですね。

ただ、その次の段階ですね。改葬した後の敷地の利用についてはもうちょっと議論が必要ではないかといいますか、単に再公募だけではなく、その土地の利用の仕方、もしくは、無縁改葬した後の行き先といいますか、どう集約するかも含めた総合的な議論がないといけないのではないかとということだったかと思います。

でも、取りあえず、無縁改葬までは進めるべきだろうということまでは合意が得られるのではないかと感じましたけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○上田部会長 それでは、協議事項の③の将来の無縁墓を予防するための対策についてですけれども、ご意見はありませんか。

○福田委員 無縁墓をどうやって予防するかですが、民間霊園でも取り入れ始めた期限付きの墓というものがあります。つまり、お墓はつくるのだけれども、5年や10年で区切って、その後は改葬して、今いろいろと議論が出されました共同墓や合葬墓のようなところに入れるという方法も検討に値するのではないかと思います。

一般論で言いますと、少子高齢化で、特に札幌市は出生率が低いですね。そして、お墓の性格です。これは仏壇も同じらしいのですけれども、先祖を供養するというものから亡くなった親しい故人を思い浮かべるメモリアルとしての性格が強くなっているようなですね。そのため、子孫代々に引き継いでいく意識も非常に薄くなっていて、このまま放っておくと無縁墓がたくさん出てくるのも明らかではないかなと思っています。

また、先ほど無縁の墓を処理するのに税金を投入するのはいかがなものかという意見が

ありましたよね。それを防止するためにも、お墓を持っている人に向けて、あなたは どうしますか、もう持たないですと自分が判断をすれば、自分でお金を出して処理を してくださいということも民間ではやっていますので、検討課題として議論する余地があるのではないかなと思います。

○上田部会長 有期限化の話と、墓じまいというか、墓地の処理を自己負担するということについても検討すべきではないかというご意見だったかと思います。

そのほかにいかがですか。

○澤委員 実際、うちの会員にも、墓地を買われたけれども、ご夫婦二人だけということで、その方は30年という契約をされて、30年がたったら合葬にしても大丈夫ということでした。

そのとき、更新する親族がいれば更新しますということでしたが、そういう設定だったら割と皆さんも納得してくれるのではないかなと思いました。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 まず、石井委員も最初におっしゃられていましたけれども、そもそも、札幌市に対して言いにくいところもあるのですが、無縁にならないような努力というか、作業をあまりなさっていないのかなと思うところがあります。

私たちの滝野霊園では、年に1回、利用者の方に会報を届けます。ただ、届かない人がいるといいますか、年間で700人や800人は住所不明で返ってくるのです。その方々にはお墓の前に住所変更をお願いしますというものを置くのですが、電話してくれる人はしてくれます。あるいは、QRコードを読んでいただいて、ホームページから手続をしてもらうという活動をしています。また、・・・（親族？）の方でも住所変更ができますよという紙も中に入れており、それで住所変更をしていただいて、今どこにいるかが分からないような対策もします。

これで無縁化を全部防げるわけではないですけれども、無縁にならないような努力をしています。

また、会報にバスのクーポン券みたいなものをつけ、なるべく霊園に来ていただいて、無縁化にならないような、無縁だけではないのですけれども、そういう取組をしています。

そして、これは今日の話とは離れるのですけれども、最初に石井委員がおっしゃったとおり、契約事項なので、管理料を払ってくれない人にはこちらからアクションをできるのです。今回は管理料の話にはなっていないのですけれども、そういうこともあるのかなと思っております。

今は長期の預託金みたいなものはやめることにしています。昔はそういうものをしてきたのですけれども、うちの負債みたくなってしまうので、今はやめています。

また、先ほど言われた有期限などの取組も行っておりまして、一定の効果は出てきているのですけれども、皆さんのニーズは、札幌市のやられているように、1度にどんと払って、管理料を収めたいということなのですね。

私たちはそういう対策をしまして、それをどうしていくかというのは私たちの今後の課題ですけれども、無縁化に向けての努力としてはそういうことをしています。

○上田部会長 まさに管理料の話にも絡んできますよね。それは今回の議題ではないですけれども、今後の議題ということですね。

ちなみに、滝野霊園では、先ほど福田委員がおっしゃっていた墓石の処理について、何か情報提供はありますか。結局、心ある人は自分で墓じまいをするけれども、心ない人は、処理するのにもお金がかかるから、放置をして、そのまま逃げてしまう人がいらっしゃると思うのですが、そういう対策についてはどうされているのですか。

○高橋委員 無縁に関しては、今のところ、それらしい人がいるというふうな認識程度ですね。でも、今回、胆振東部地震がきっかけとなり、顕在化してしまったのです。今まではそちらの方向をあまり向いていなかったのですけれども、あの地震が引き金となって、それが出てきたということです。ですから、むしろ、滝野霊園としましては、札幌市の対応の仕方を教えていただきたいと思っておりました。私たちとしても、3親等までの方に連絡するなど、もしかするとそういう話になっていくと思うのです。それを民間としてどこまでやっていくかです。

また、先ほど言ったように、契約事項なのです。ですから、例えば管理料を払ってくれていない人に何かの対応をしても、それはあまりやりたくないですけれども、法律的にはというようなところもあります。そうしたことまで踏み込みたくはないですけれども、将来はいろいろなことを考えていかなければいけないのかなと思っております。

○上田部会長 時間の関係もありまして、議事を進めなければいけません、今日の皆様のご意見としては、無縁墓の対応としては有期限の導入ということを札幌市でも検討すべきではないかということです。また、管理料などと絡めた定期的などいいますか、利用者等のコミュニケーションですね。そして、契約という観点からアクションを起こしていくことが必要ではないかことです。

今日出てきた皆様のご意見を踏まえていただいて、修正等をしていただければと思います。

引き続きまして、(2)の市営霊園無縁墓への対応についてです。

資料8の無縁墓調査実施スケジュールについての説明を事務局からお願いいたします。

○事務局(高谷墓園管理係長) 資料8の無縁墓調査実施のスケジュールについてお話をさせていただきます。

右上にありますとおり、12月末現在で3霊園と旧設墓地で4万7,000件ぐらいの区画数がございます。そのうち、返戻になった件数は9,700件で、全体の5分の1程度となっております。

今年は調査対象の区画を抽出する作業を既に行っている次第です。行政機関ということで、契約にも関わってきますので、予算についても議会の議決を経た後にしか動けないため、戸籍調査等の動き出しも令和3年度に入ってからとなります。

今後、戸籍調査を1万件しまして、その後に追跡調査もするわけですが、戸籍調査には2年ぐらいがかかるだろうと考えております。そして、ほかの市町村から戸籍謄本が送られてきましたら、それを解読し、新住所が分かった人、使用者が亡くなっていたけれども、親族の住所が判明した人、違うところに本籍を移していた人、もしくは、使用者がお亡くなりになっており、親族も分からない人に振り分けまして、住所が分かった人については、早速、手続の案内を、また、親族が分かった人も相続の手続案内を、本籍地を移している人は新しい本籍地のほうに戸籍調査をします。また、使用者が亡くなり、親族が分からない人も戸籍調査を継続していきます。ですから、最後までたどり着くのに3年ぐらいがかかるのかなという覚悟でいます。

次に、住所変更の手続案内、相続の手続案内についてですが、送付できない人については立て看板等を設置し、親族からの連絡を待ちたいと思っております。なお、こうしたものについては墓参りをする人が多いお盆前に設置をしたいと考えておりますが、これにも3年ほどがかかるのかなと思っております。また、そうこうしながらも、引き続き、戸籍謄本の追跡調査については継続して実施します。

このようなことから戸籍調査と看板の設置で3年ぐらいがかかるかなと考えており、無縁改葬の官報の掲載の立て札による改葬公告へと動き出すのは令和6年ぐらいだろうと考えています。

なお、参考にさせていただいたものが左下に書いているとおり、名古屋市が平成19年度、川崎市が平成23年度に初めて無縁改葬を行った際のスケジュールとなります。

大都市会議なんかで聞いた意見ですと、他都市においては、三、四千件を調査するのに三、四年をかけているということでした。札幌市には1万件くらいありますので、下手をすると8年や10年がかかる可能性もありますけれども、取りかからないといけないので、きつめのスケジュールでも一旦はこれで行ないたいと考え、こちらを提示させていただきました。

○上田部会長 ただいま事務局から他都市の状況も参考にした資料8の無縁墓調査実施スケジュールのご説明をいただきました。

調査が容易でなく、簡単には進まないということで、数年にわたる調査であるとのことでしたけれども、こちらのスケジュールについて質問等はございませんか。

それでは、私から質問です。

先ほどの資料4でも出てきたのですが、住所が分かって到着したもの、もしくは、戸籍が分かって住所が判明したものでも、承継の意思がない人たちも出てくるのですよね。ここでは単に住所が分かっただけで、案内を届けても、私は引き継ぎたくありませんという人も出てきてしまうような気がするのですが、そういう人とのほどのぐらいと想定していらっしゃるのでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 胆振東部地震を例にすると、手続未処理に当たる半分近くの方、返戻の方の半分近くと考えております。

○上田部会長 これは承継の意思がない人なのですね。

でも、案内が到着した2, 850人の中にももしかしたら承継の意思がない人も含まれている可能性があるのですよね。

○事務局（高谷墓園管理係長） こちらは全ての手続が終わってございます。

○上田部会長 先ほど無縁墓の予防という話でいくと、住所が分かるだけで、必ずしも承継の意思があるということとはまた別なのかなと思っていましたので、その確認でした。

それでは、ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○上田部会長 それでは、本日最後の議題となりますが、（3）の合同納骨塚の運用方法についてです。

資料9の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局（岸霊園担当係長） それでは、合同納骨塚の運用方法について説明させていただきます。

14ページには、概要、現行の制度、利用状況を記載させていただいております。

ちなみに、札幌市の合同納骨塚では永代供養等はなく、永代の使用としてご利用いただいております。

15ページですが、札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想を策定する上でのパブリックコメントにて、合同納骨塚に関して寄せられた意見です。

また、その下には合同納骨塚の利用対象者の見直しの検討案を記載させていただいております。

16ページは、予測ではありますが、合同納骨塚の今後の推移を載せております。利用拡大に伴う数値は根拠がないため、2割増しとして予測させていただいております。机上の計算では令和9年に上限を迎えると推測されるため、新たな合同納骨塚が必要と判断しておりまして、立地要件や新使用料、お盆時期等の混雑状況等を考慮するものであります。

今回、本部会では、合同納骨塚の運用方法、対象者の見直しについて、委員の皆様からご意見をお願いしたいと思っております。

札幌市の合同納骨塚は、身元不明の方や引取者のない遺骨等を納める施設を基本としていますが、時代の変化に応じ、親族の遺骨を所有する札幌市民が希望すれば利用できるしてきました。

今回、基本構想に関してパブリックコメントをいただいたことを受け、札幌市としても、札幌市にゆかりのある方、札幌市に貢献された方、そうした方々が札幌市に親族いないということで合同納骨塚を利用できないとすることは解消すべきではないかとして、今回、制度の見直しを図りたいと思っております。

皆様からの忌憚ないご意見をよろしくお願いいたします。

○上田部会長 ただいま資料9の合同納骨塚の運用方法についてご説明がありました。

基本構想策定時のパブリックコメントを受け、利用対象者の見直しを行おうということ

が今回の議題になっております。見直しを行うことで受入れ間口が広がり、早ければ6年後ぐらいには埋葬できる体数が上限に達するというものでした。

合同納骨塚の運用方法について、すごく難しい問題だと思うのですが、委員の皆様からご意見やご質問をいただければと思います。

また、これまでの経緯についてもご説明ありましたが、無縁塔として始まった合同納骨塚は、先ほど佐々木委員や古瀬委員からご意見をいただいたように、共同墓、合葬墓という役割を事実上担っているということが資料の14ページのグラフの青色とオレンジ色の割合から分かります。

今回は、こうした納骨塚の運用について、間口をさらに広げていくということですが、これが2割増しで済むのかどうかも含め、ご意見をいただければと思います。

○澤委員 合同のお墓については、札幌市民でも入れないということは市民から不満があったことなので、札幌市民以外の方でも、札幌市に住んでいけば入れるということであれば、皆さんに喜んでいただけるのではないかなと思います。

ただ、そうすると、人数がかなり増えるのかなと思います。そして、皆さんが心配していらっしゃるのとは、今後の問題かとは思いますが、例えば、合同の共同墓がいっぱいになって、札幌市内のあちこちにつくられた場合、家族でばらばらになるのではないかと、それは避けたいということです。

今は、お寺でも共同のお墓や共同納骨堂みたいものをどんどんつくっている状況で、これからは、経済状況のことで困った方、あるいは、シングルの方なども含め、利用者はとても増えていくと思われまますので、札幌市として、今後、こういうふうにしていただけるのはありがたいなと思います。

○上田部会長 合葬墓のニーズが高まっているということですが、今の澤委員のご意見で重要なポイントは、いっぱいになってから増やすのでは遅いということですね。もし合葬墓を札幌市として増やすのであれば、いっぱいになる前から計画しないとしないということですね。

それでは、ほかにいかがですか。

○佐々木委員 札幌市民として生活し、税金を払ってきた方でも、最後に行ける場所がなく、締め出されてしまっているというのはちょっとどうなのかなと思うので、パブリックコメントであったように、札幌市民であった人が亡くなったのであれば、合葬墓に入れるのは当然かなと思います。

また、ニーズが多様化しているということについてです。私はそこに入るに至る手順みたいものが分からないのですが、亡くなってから、お骨になってから入れてくださいということではないのですよね。私が市民委員の募集の際にこういう案はどうだろうかと書かせていただいたことですが、自分の承継者がいないという方に事前に予約してもらい、そのときにお金も納めてもらい、そういうことを考えたらどうかなと思っています。亡くなってから、お骨になってからどうするかって動くのではなく、親族がいな

い、一緒にお墓を持っていないという人は本当にいっぱいいると思うので、そこで対策をする中で、どれぐらいのニーズがといますか、お骨を入れる場所が必要なのか、そういうことを検討したらいいのではないかなと思います。

○上田部会長 今の佐々木委員のご意見はごもっともかと思うのですが、基本的に、納骨塚に入られる方は、承継者というか、いわゆる跡継ぎと言われるような方がいらっしゃる方が利用するのであれば、生前契約ができないと、死んでから手続ができないのではないかというご意見だったかと思います。

生前契約の情報を事務局からいただけますか。

○事務局（岸霊園担当係長） 生前契約は、今、いろいろなところで実際に行っているのですけれども、メリット、デメリットがあるのかなと思っております。

直近では、秋田市で合同墓の事前予約について低料金でやったのですが、予約がすごく殺到したとのことでした。

また、不安材料としては、将来、埋葬するかどうかは分からないけれども、権利だけは確保しておくという方が増えてしまうことが懸念されるということです。そうしたことを頭に置きながら、今回の部会で意見が出されれば検討はしなければならないのかなとは考えております。

○上田部会長 やはり、東京都の樹木葬もそうでしたけれども、生前予約があると一気に倍率上がるというのは確かにあると思います。でも、そういう人が必要としているのが納骨塚だということかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 予約をするだけではなく、お金を払ってもらえばいいのかなと私は思います。

予約するだけで入らず、その人のために空けていた分が増えて困ることがデメリットなのだとしたら、そのときに費用をどう取るかについてはいろいろと問題があるかと思えますけれども、例えば、市町村民税非課税世帯の方などから施設入所の際の徴収金を取る時のように、これぐらいの所得の人にはこれぐらい払ってもらおうとするのがいいのか、一律にするのがいいのかはありますが、予約したら、イコール、お金を払ってもらえれば、そういうデメリットは回避できるのではないかと思います。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 合同納骨塚について、札幌市以外の人でも入れるようにするという話は前回のお話のときから議論がありましたよね。だから、昔、札幌市に住んでいたのに利用できないのはという意見については分かります。

ただ、民間霊園の立場から、いろいろと言にくいこともあるのですが、まず、9,1000円の根拠があまり分からなかったこともあって、いろいろとお聞きしたのですけれども、施設をつくった税金と入る人数で割り、この金額になったということだったかと思えます。でも、それでお墓に対する方たちもこちらを向いてしまったのです。もともと、行

旅病者などを入れる無縁のものだったのですが、利用が拡大されたことにより、このグラフにあるとおり、一般の方でもこちらでいいという方が増えてしまい、さらに、平岸霊園に移られる方も出てきたわけです。

これに関し、以前、生活環境課には、全員が同じではなく、セーフティーネットというか、本当に困っている人は無料にするなどはできないか、市営団地など、その人の所得に応じた対応はできないかという話をさせていただいたことがあるのですがけれども、税金を払っていただいているので、そういうことはなかなか難しいというような回答だったかと思えます。

なお、私たちのところにも合同墓はありまして、先ほど生前契約の話になりましたけれども、それをやるに当たって、亡くなった方だけだとお骨は歩いてこないという議論になりました。ですから、もうお二方ぐらい、その人が亡くなったときにはどの人が連絡してくれるみたいなシステムをつくっています。

それで、今のところ、問題はあまり起きていないのですが、今後ということはあるかもしれません。また、合葬墓に入るカードです。今日は持ってきていないのですが、それを持っておき、何かがあったときは、契約カードを見た方が連絡をしてくれるというシステムもつくっております。これからはそうしたものが出てくるかもしれません。

また、澤委員がおっしゃった家族で同じ場所ではないということについてです。

私たちも生前契約はわっとやったのですが、いっぱいになったときというものもこれからは視野に入れなければいけないなと思っています。ただ、そうならないようには対応したいと思っております。

それから、これは本当に勝手なお願いですが、民間霊園では札幌市から経営指導等を受けている立場ですが、合葬墓をつくるスペースとして民間霊園の土地を利用するとかいうような発想も、今後、お付き合いをしていく中で、これにはいろいろと意見があるとは思いますが、そういうことも考えていただけたらなと思っております。

ちょっと行き過ぎた話ですみませんでした。

○上田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 ちょっと角度の違う話で恐縮ですが、今の合同納骨塚の埋葬の仕方について1点確認したいことがあります。

札幌市のホームページによりますと、申請当日に遺骨をお預かりしますので、必ずお持ちくださいとあるのですが、その後のことは書いていないのですね。これは、亡くなった方のご親族の方々は埋葬に立ち会えないという理解でいいのでしょうか。

○事務局（岸霊園担当係長） 申請の段階でお骨をこちらでお預かりしまして、原則、同日にうちの職員が合同納骨塚に納めております。

○福田委員 例えば、小樽市や石狩市、北広島市、旭川市などをホームページで調べた限りだと、どこでも親族の人たちが埋葬に立ち会える仕組みになっているようです。

いただいた資料を見ますと、札幌市の合同納骨塚には花が手向けられていますよね。決

して遺骨の捨て場として利用しているわけではないと分かるのですが、亡くなった方の尊厳についてはこれまでも議論が随分と出ていましたよね。尊厳を保つにはどうしたらいいのだろうかということですが。

もちろん、納骨に立ち会う人がいるから死者の尊厳が保たれたとは言えないのですが、今後、こういうことをやっていくとなりますと、周辺の市町村とは人口規模が違いますし、合同納骨塚の利用数の桁が違うのかもしれないとは思いますが、死者の尊厳を守りというからするとほかの人間が立ち会えないとのはどうかという議論が出てくる可能性はあるのかもしれないと思っています。

それが一つの検討課題にはならないだろうかと思っています。

○上田部会長 いろいろな意見が出てきているのですが、ここで重要なのは、無縁塔として見るのかを含め、そもそもの納骨塚の位置づけですね。セーフティーネットとしての市営の納骨塚として扱うのか、これだけニーズが高まっている合葬墓、共同墓として納骨塚を見ていくのかです。また、誰を対象として整備するのかでも大きく違ってきそうですね。

セーフティーネットとしての対象にもよりますが、民間との連携についても、どこに線を引くか、札幌市はどこを対象とし、民間はどこを対象とするのかということですね。また、先ほどの高橋委員の話でいくと、生前契約を導入しても、結局、遺骨は自分では来られないので、その仕組みもセットで検討しなければいけないということもありました。

続いて、石井委員からご意見をいただいてよろしいですか。

○石井委員 今出た話にも関連するのですが、やはり、墓地といいますか、要は、これまでの議論で言うと、ニーズの多様化にどう対応するかというような論点がそもそもあったわけです。逆に言うと、これは、供給側の墓地として札幌市がどこまでのことを担い、民間がどこまでのことを担い、市はどこまで関与するかで、別に民間の場所につくっても市が一定の関与をすることもないわけではないのです。

例えば、樹木葬のようなもの、あるいは、簡易でコンパクトなマンション型のお墓もある中、共同墓であっても少なくとも永代供養までやってもらいたいというニーズがあるかもしれないですし、入るところがない遺骨をどうするかということもあるでしょう。しかし、これらは、所得など、いろいろなことの中で段階が整理できると思うのです。

それに、市としては民間がやれることについては積極的にやる必要はないので、もともとの墓地についてもニーズの多様化というところで、ある程度、現実にやられていることはやられているのでいいのですが、埋めなくてはいけないニーズとしての共同墓などについては、むしろ、直接的な官民対話といいますか、役割分担について具体的に協議したほうがいいのではないかと思います。

結局、自分の持っている機能をどうするかと話になっていますが、これまでの議論はもっと広がりがあった課題認識でしたよね。でも、今は足元をどうするかというだけの議論に変質しているのです。これではさすがにまずくて、いろいろな方々が生きているう

ちにお墓のことも考えてもらおうと言っているわけですが、そういうことにつながるものが何も議論に入っていないのです。よく考えたら、そこが抜けているのです。

今は、多分、かなり幅が開いていることを皆さんはおっしゃっているのです。まず、現実の話としてどこまでのことをやるのかで、市の霊園の中でもっと多機能の取組をやることにも意味があるのかもしれないし、それを民間でもできますよというのだったら民間にやらしてもらえばいい話なので、そこは少し具体的なすり合わせをちゃんとやっておいたほうがいいかなと感じました。

○上田部会長 ほかにかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○上田部会長 今回の議題である札幌市民以外に当たる、もともと札幌市に住んでいた方を納骨塚で受け入れるということに関してはおおむね賛同が得られたかと思います。

ただ、具体的にセットで考えなければいけないことですね。先ほどの生前契約の話、あるいは、具体的にどうやって決めるのかです。もともと札幌にいたというのは何年住んでいたかとするのかなど、そこら辺の具体的な話になるとさらにいろいろな議論が必要なきような気もしそうですね。しかし、基本的には今日ご提案いただいたものについてはご賛同をいただけたのかなと思います。

とはいえ、合葬墓としての位置づけやセーフティーネットとして誰を対象とするのかは考えなくてはいけません。今日説明いただきましたが、いっぱいになったから次をつくるというのではなく、早い段階で今後のことも計画してもらわないといけないのではないかとといった問題提起をたくさんいただけたかと思います。

終わりの時間が迫ってきました。

本日は皆様からたくさんのご意見いただきましたが、これらを踏まえて、事務局でご修正をいただき、進めていただくことにしたいと思います。必要に応じてといいますか、素案の段階で皆さんとこうやってご議論をする機会があるかと思いますので、そのときにほかの議題のテーマも含めた総合的な議論ができればいいかなと思います。

4. 閉 会

○上田部会長 それでは、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○事務局（高谷墓園管理係長） 本日は、様々なご意見を賜り、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見を踏まえ、折り返し連絡をすることになった点については、委員の皆様に対し、メール等でご確認をしたいと思います。

また、第2回墓地部会につきましては3月中旬以降の開催を予定しております。近日中に日程調整のメールを送付させていただきます。次回の部会では、旧設墓地の利用者に対して行ったアンケート結果を基に、旧設墓地の管理方法や墓地の成果指標について議論していただきたいと思います。次回もどうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、事務局の道からも皆様に連絡がございます。

○事務局（道企画担当係長） 部会のお話ではないのですが、総会を踏まえた対応についてご説明いたします。

先月の1月7日に開催しました第1回総会で出された意見のうち、ロゴ、キャッチコピーについては、近々、各委員にメールにてご意見を募ろうと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

○上田部会長 それでは、ちょうどお時間になりましたので、これをもちまして第1回墓地部会を閉会します。

皆様活発なご意見やご議論をどうもありがとうございました。また、円滑な議事の進行にご協力をいただき、どうもありがとうございました。

本日はこれにて締めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上